



市議会のしおり

志木市議会

1 市と市議会

市議会

地方公共団体には、その議決機関として、住民が選挙した議員によって構成される議会が置かれています。

毎日生活していくために必要な道路、毎日欠かせない飲料水、ごみの処理、子どもたちが通う学校、図書館の運営などはすべて市の仕事です。このほかにも市の仕事はたくさんあります。

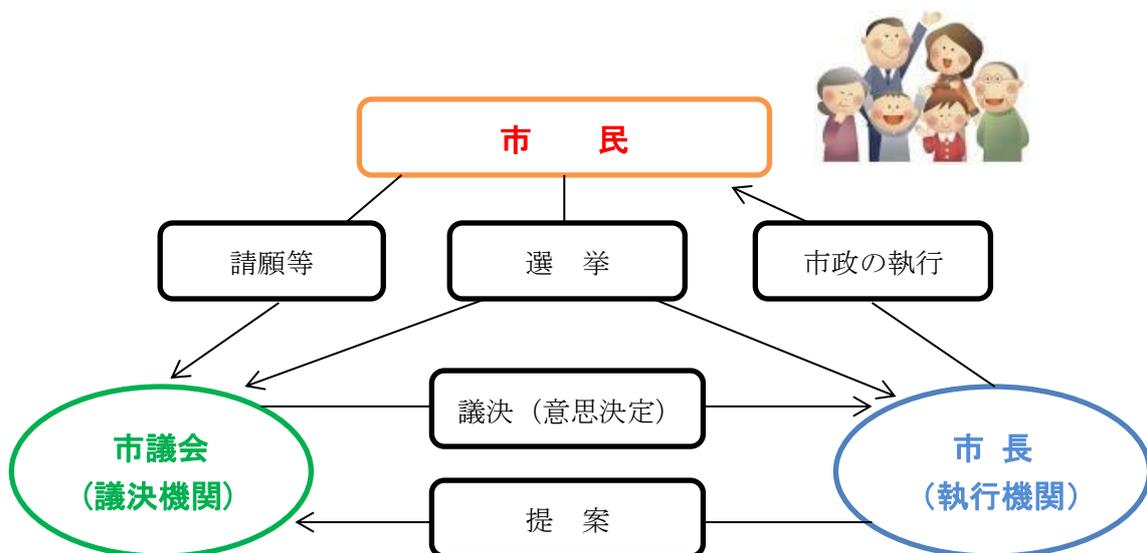
これらは本来、市民がみんなで考え、自ら処理すべきですが、現実の問題として市民全員で行っていくことは困難です。そこで、選挙によって市民の代表者である議員（代議制）を選びます。そして、選ばれた議員が集まって市民生活のいろいろな問題点を審議して解決策を考え、市の予算や条例を決めています。

市議会と市長

市議会は、市政を進めていくうえで、大切なことを決める議決機関です。

一方、実際の市政を進めていくのは市長（執行機関）です。

たとえば、市長が条例を改めたいと提案しても、市議会の議決がなければ改めることはできません。市議会と市長の関係は、よく車の両輪にたとえられます。片方の車輪が止まると車は進まなくなってしまいます。このようなことがないように、両者はお互いに独立した立場で議会の審議を通して、よりよい市政を進めるようにしていきます。

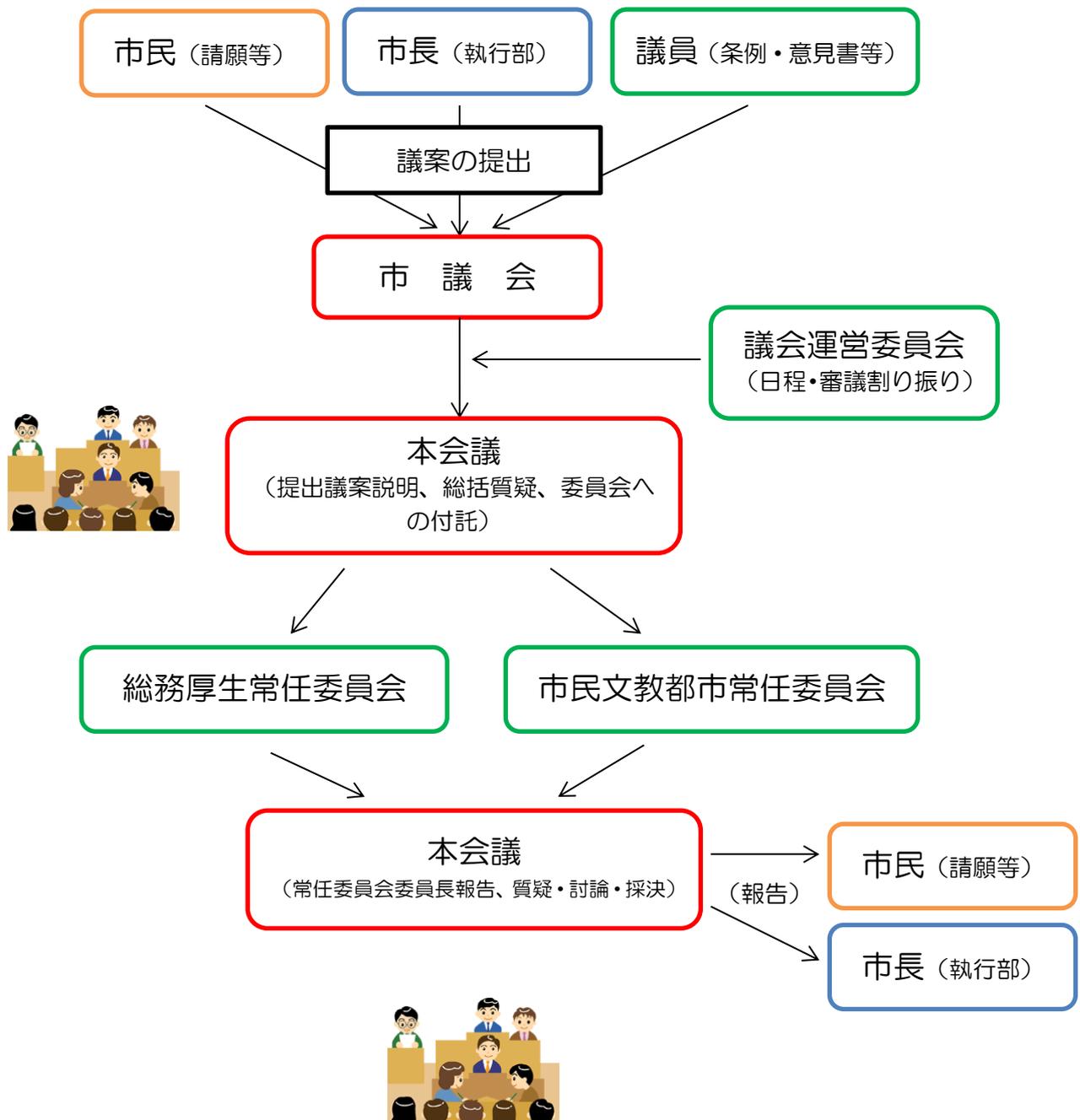


2 市議会のしくみ

定例会と臨時会

議会には、定例的に開催される定例会と臨時に必要があるときに開催される臨時会があります。ここで市議会の意思を決定します。志木市では、定例会は年4回(3・6・9・12月)開かれます。

定例会の流れ



議会の招集

議会の招集は、市長の権限です。しかし、議会運営委員会の議決を経て、議長から招集の請求があった場合、また、議員定数の4分の1以上の者から招集の請求があった場合は、市長はこれを招集しなければなりません。さらに、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

議案などの提出

議会は次の議案などの審議をします。

- (1) 市長から提出された議案
市長から提出される市の様々な事業に関する条例や予算などの議案
- (2) 議員から提出された議案(決議・意見書を含む)
- (3) 市民などから提出された請願

上記のものは、原則として、その内容によって、議会運営委員会や常任委員会に割り振られ、慎重に審議をします。

本会議

全議員が議場に集まって会議を行うのが本会議です。本会議は、市議会の最終的な意思を決め、市政全般について、事実や市長の所信を問いただす大切な会議です。

会期の決定

会期(定例会・臨時会の会議を行う期間)を決めるのは、議会の役割で、議会運営委員会で会期(案)を協議し、本会議の初日に決定します。

総括質疑

委員会審査に先立って、本会議で行う議案に対する質疑です。

委員会

議会で取り扱う問題は、数が多く内容も幅広い分野にわたっています。そのため議案や請願などをその内容によって、議会運営委員会や常任委員会に割り振り、専門的に十分な審査をします。

一般質問

市政全般について、各議員が様々な角度から、市民などの要望を交えながら議員自身の意思に基づいて、市に対して質問します。

志木市議会における一般質問は、「一問一答方式」を導入しています。

「一問一答方式」とは、質問する議員一人につき60分の持ち時間があり、その時間内であれば何回でも質問をする事ができる方式のことをいいます。

討論

議案などについて、表決の前に、議題となっている案件に対して賛成か反対かの自己の意見を表明することで、意見の異なる相手を自己の意見に同調させる目的で行います。

採決

議案などについて、表決を行い、議会としての結論を示します。

3 委員会

議案の審査は、内容も多岐にわたり複雑であることから、本会議で行うよりも、いくつかの部門に分けて詳しく審査をしたほうが効果的です。そのために委員会が設けられています。

委員会には、常設されている常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会があります。

議会運営委員会 3人（定数7人以内）

委員長 安藤圭介
副委員長 阿部竜一
委員 鈴木 潔

議会が円滑に運営されるように、本会議が開かれる前に話し合いや、議会内の申し合わせの確認などを行うのが議会運営委員会です。具体的には次のような仕事をします。

- 議会の運営に関すること
- 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること
- 議長の諮問に関すること

総務厚生常任委員会 7人（定数7人）

委員長 天田いづみ
副委員長 河野芳徳
委員 古谷 孝 中村智紀 田畑寛治 今村弘志 鈴木 潔

- 一般会計のうち歳入に関する事項
- 議会事務局に関する事項
- 総合行政部に関する事項
- 総務部に関する事項
- 福祉部に関する事項
- 子ども・健康部に関する事項
- 市長公室に関する事項
- 会計課に関する事項
- 選挙管理委員会に関する事項
- 監査委員に関する事項

- 固定資産評価審査委員会に関する事項
- 公平委員会に関する事項
- その他の常任委員会に属さない事項

市民文教都市常任委員会 7人（定数7人）

委員長 阿部竜一

副委員長 岡島貴弘

委員 吉澤富美夫 小池真由美 上野琢磨 高山優太 安藤圭介

- 市民生活部に関する事項
- 都市整備部に関する事項
- 教育委員会に関する事項
- 農業委員会に関する事項
- 上下水道部に関する事項



4 市議会の役割（権限）

市議会には、市の意思を決定する機関として十分な活動ができるよう、法律によってさまざまな権限が与えられています。議会の持つ権限には、次のようなものがあります。

議決権

執行機関（例えば、市長、教育委員会など）が仕事を進めるに当たり、議会の議決を要するものについては地方自治法第96条に定められており、その主なものは次のとおりです。

- (1) 条例を設け又は改正、廃止すること
- (2) 予算を定めること
- (3) 決算を認定すること
- (4) 1億5千万円以上の工事などの契約を締結すること
- (5) 2千万円以上の財産を取得又は処分すること

- (6) 負担付きの寄附又は贈与を受けること
- (7) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること

同意権

副市長、教育委員会委員、監査委員、公平委員など、市長が選任する重要な人事に同意を与えるものです。

選挙権

議長、副議長、選挙管理委員などの選挙を行います。

検査権・調査権

議会の決定に沿って市の仕事が行われたかについて、検閲・検査、監査の請求、説明の要求、意見の陳述、調査・出頭証言、記録の提出請求などを行うことができます。

意見書・決議

市民生活に重要であり公共の利益に資するものであるが、市だけでは解決できないものなどについて、国や県などの関係機関に解決を求めるため地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出することができます。また、決議という方法で議会の意見を表明することもあります。

5 請願・陳情（市に意見や要望があるとき）

請願

請願は、憲法により保障された住民の権利であり、市民のみなさんが市政などについての意見や要望を、直接市議会に提出できるものです。

提出された請願は委員会に付託され審査し、最終的に本会議で採択・不採択を決定します。採択された請願は、その要望、意見を尊重して処理され、場合により関係者（行政庁など）に対して意見書を提出します。

なお、請願には、紹介議員（請願の内容に賛成する議員）の署名が必要です。

陳情

請願と同様に市政などに対する意見や要望を市議会に提出するものですが、請願と異なり紹介議員の署名は必要ありません。

(名 簿)

住 所	氏 名	印

※詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

048(473)1111 内線4012・4013

6 議会の傍聴（市議会をご覧いただくとき）

市議会は、一般に公開され、どなたでも傍聴することができます。傍聴は、市議会活動に触れることができる身近な方法ですので、ぜひ傍聴においでください。傍聴席は、一般席、報道関係者席及び車いす席となっており、傍聴する場合は受付で住所・氏名を受付簿に記入していただきます。

7 会議録の公開、議会だよりの発行

市議会では、直接、議会に来られない方や過去のやりとりを知るために会議録（本会議・常任委員会）をインターネットにより公開しております。

また、次の施設でも本会議録をご覧いただけます。

- いろは遊学図書館
- 柳瀬川図書館
- 宗岡公民館図書室
- 宗岡第二公民館図書室

志木市議会のホームページ「会議録検索システム」からもご覧いただけます。

○会議録検索システム URL→<http://ssp.kaigiroku.net/tenant/shiki/pg/index.html>

「議会中継」では、平成26年6月定例会から令和元年12月定例会まで、及び令和4年9月定例会以降の本会議の録画映像をご覧いただけます。

(※令和2年3月定例会から令和4年6月定例会までは、新庁舎建設工事期間であったため、録画配信はございません。)

○議会中継URL →<https://smart.discussvision.net/smart/tenant/shiki/WebView/rd/council.html>

○議会中継QRコード

→



また、定例会などでの議会の審議結果、一般質問、次回会期日程などを掲載した「議会だよりしき」を年4回発行し、各家庭に配布しています。



(議会だよりしき)

8 議会の構成

議 員

市議会は、市民が選挙した議員14人によって構成されています。

市議会議員は、日本国民で満18歳以上、3か月以上市内に住所のある市民の直接選挙で選ばれることとなります。

議員の任期は4年で、現在の議員の任期は令和6年4月23日から令和10年4月22日までとなっています。

議長 副議長



議長 いむら ひろし 今村 弘志

(令和6年4月24日就任)



副議長 よしざわ ふみお 吉澤 富美夫

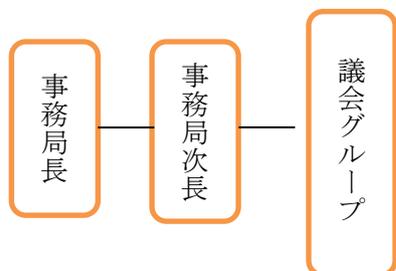
(令和6年4月24日就任)

議長は、市議会の代表者です。したがって、議会のときは、議場の秩序を保つこと、順序よく議事を進めること、議会の事務を処理することなどのいろいろな権限が与えられています。また、さまざまな会議に出席し、他の機関と協議します。

副議長は、議長が事故その他で不在のとき、または欠けたときに議長の代わりを務めます。

議会事務局

議会運営を円滑にすすめるために議会事務局を設置しています。本会議、委員会の運営や会議録の作成、議会だよりの発行、議会活動のための調査、議員に関わる事務などを行っています。



〈主な仕事〉

- 本会議、委員会、全員協議会の運営
- 議決事件の処理
- 請願及び陳情等の処理
- 会議録（本会議・委員会等）の作成
- 議会だより作成
- 議会の予算、決算、経理
- 議員報酬、費用弁償等の支給事務
- 議員共済の手続き
- 行政視察の対応